兵庫県	のじぎく会館 神戸市中央区山本通四の二十二の十五
和歌山県	和歌山ビッグ愛 和歌山市手平二の一の二
島根県	島根県職員会館 松江市内中原町五十二
広島県	広島工業大学専門学校 広島市西区福島町二の一の一
高知県	高知県立消費生活センター 高知市旭町三の百十五
福岡県	九州ビル会議室 福岡市博多区博多駅南一の八の三十一
熊本県	熊本県庁 熊本市中央区水前寺六の十八の一
宮崎県	宮崎県消費生活センター 宮崎市江平西二の一の二十
沖縄県	沖縄青年会館 那覇市久米二の十五の二十三

（注）　試験場所は、受験申込みの状況等により、同一都市内の別会場に変更となる場合がある。

（二）　第二次試験

試験地	試験場所
北海道	北農健保会館 札幌市中央区北四条西七の一の四
東京都	独立行政法人国民生活センター 港区高輪三の十三の二十二
愛知県	安保ホール 名古屋市中村区名駅三の十五の九
大阪府	大阪私学会館 大阪市都島区網島町六の二十
福岡県	福岡商工会議所 福岡市博多区博多駅前二の九の二十八

（注）　試験場所は、受験申込みの状況等により、同一都市内の別会場に変更となる場合がある。

五　受験申込書の提出期間　平成二十八年六月二十七日（月）から同年七月二十九日（金）まで。なお、同日の消印があるものまで有効とする。

六　試験の実施に関する業務を行う者　この試験は、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十一条の十一第一項の規定に基づき登録試験機関として登録された次の者が行うものとする。

独立行政法人国民生活センター　東京都港区高輪三丁目十三番二十二号

七　受験手続　受験の手続は、次のとおりとする。

（一）　試験を受けようとする者は、受験申込書を提出すること。

（二）　受験申込書には、写真（受験申込書の提出の日前六月以内に、帽子を付けず無背景で撮影した正面上身像のもので、裏面に氏名を記載したもの。大きさは、縦三センチメートル、横二・五センチメートル。）及び受験手数料払込票を受験申込書の所定欄に貼付すること。

（三）　試験の一部免除の申請を行う者は、その必要書類を併せて提出すること。

（四）　所定の受験手数料（税込一万三千五百円）は、独立行政法人国民生活センターが指定する口座（ゆうちょ銀行）に振り込む方法により納付すること。

（五）　受験申込書は、提出期間中に独立行政法人国民生活センター資格制度室へ簡易書留郵便で送付すること。

（六）　受験申込書は、独立行政法人国民生活センターウェブサイトからダウンロードすること。なお、郵送を希望する場合は、送付先を記した返信用封筒（角形二号、百四十円切手貼付）を同封して、独立行政法人国民生活センター宛てに申し込むこと。

（七）　受験申込書の頒布期間は、平成二十八年五月二十五日（水）から同年七月二十九日（金）までとする。郵送による受験申込書送付の申込みは、同月二十七日（水）到着分まで受け付ける。

（注）　平成二十八年熊本地震で被害に遭った者には、申請により左記の特例措置を行う。

イ　受験手数料の全額免除　本地震により、「住家」に被害を受けた者は、受験申込書に受験手数料免除申請書及び市町村が発行する罹災証明書（写し可）を添えて提出することで受験手数料全額を免除する。

ロ　試験の一部免除措置を申請する場合に提出する証明書類の提出期限の緩和　本地震の影響により、試験の一部免除を申請する場合に提出する証明書類の準備が受験申込期間内に間に合わない場合は、独立行政法人国民生活センター資格制度室に電話で相談すること。

八　受験手続の問合せ先

独立行政法人国民生活センター　教育研修部　資格制度室
一〇八―八六〇二　東京都港区高輪三丁目十三番二十二号
電話番号　〇三―三四四三―七八五五

九　合格証の交付　第二次試験に合格した者に対し、消費生活相談員資格試験合格証を交付する。

十　その他　地震、台風、水害等の災害及びその他の事情により第一次試験を中止する場合は、十月十四日（金）の二十時までに独立行政法人国民生活センターウェブサイトに掲載する。

○総務省告示第二百九十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第二百五十二号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月二十六日

総務大臣　山本　早苗

「

5100 MHzから5140 MHzまで	北海道総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1 W以下
	東北総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1 W以下
	信越総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1 W以下
	北陸総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1 W以下
	東海総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1 W以下
	近畿総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1 W以下
	中国総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1 W以下
	四国総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1 W以下
	九州総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1 W以下
	沖縄総合通信事務所管内	平成29年6月30日まで	1 W以下

」を